

原子力災害に備えた  
鉾田市広域避難計画(素案)  
の概要について

# 目次

1. 広域避難計画の策定について
2. 広域避難計画の基本的事項について
3. 住民等の避難体制について
4. 住民等の避難等に係る広報について
5. 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施について
6. 避難所の開設と運営等について
7. 複合災害への当面の対応について
8. 今後の課題について

# 1. 広域避難計画の策定について

## 計画策定の目的

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓として、これまで国の防災基本計画や原子力災害対策指針が修正されてきました。

その中で「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、**原子力災害対策重点区域**）」が**原子力発電所から概ね30kmの範囲**に拡大され、原子力災害対策重点区域の範囲に含まれる市町村は「**広域避難計画**」を策定することとされました。

銚田市においては、市内の一部地域が**東海第二発電所**から概ね30kmの範囲に含まれます。

同発電所において重大事故等により原子力災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、対象区域内の住民等に対する**放射線の影響の低減及び的確な防護措置を実施**するため、策定を目指しています。

# 1. 広域避難計画の策定について

## 計画策定にあたっての基本的な考え方①

### ◆避難対象地区

- ・ 旭東小学区、旭北小学区、旭西小学区、旭南小学区の一部、  
銚田北小学区の一部

### ◆避難先の設定

- ・ **銚田市内**及び**鹿嶋市**  
(鹿嶋市とは平成30年3月に避難受け入れに関する協定を締結)
- ・ 避難先はUPZ(30km)の区域外とする。  
⇒避難先からの**更なる避難を避ける**ため

### ◆避難の単位

- ・ 基本的な避難単位を地区(行政区)ごととする。  
⇒まとまりのある単位で避難先を確保することにより、**地域コミュニティの維持**を図るため。

※詳細については、添付①「**避難元及び避難先一覧(案)**」のとおり

# 1. 広域避難計画の策定について

## 計画策定にあたっての基本的な考え方②

### ◆基幹避難所

- ・ **鹿嶋市への避難**については、まず基幹となる避難所へ避難する。  
基幹避難所で避難者を受入が出来なくなりそうな段階で、別の避難所へ順次案内をする。  
⇒住民の避難や受け入れ先の避難所の開設を円滑に行うため。

### ◆避難手段

- ・ 避難手段については**自家用車**を基本とする。
- ・ 自家用車で避難をしない・できない場合は、公的機関が手配するバス等により避難を行う。

### ◆避難経路

- ・ 国道や県道等の幹線道路を基本とする。

## 2. 広域避難計画の基本的事項について

### 原子力災害対策重点区域について①

#### ◆原子力災害対策重点区域は2種類

##### ① P A Z (Precautionary Action Zone)

“予防的防護措置を準備する区域”

- ・ 原子力施設から概ね半径5 km圏内
- ・ 放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難を行う区域。

##### ② U P Z (Urgent Protective Action Planning zone)

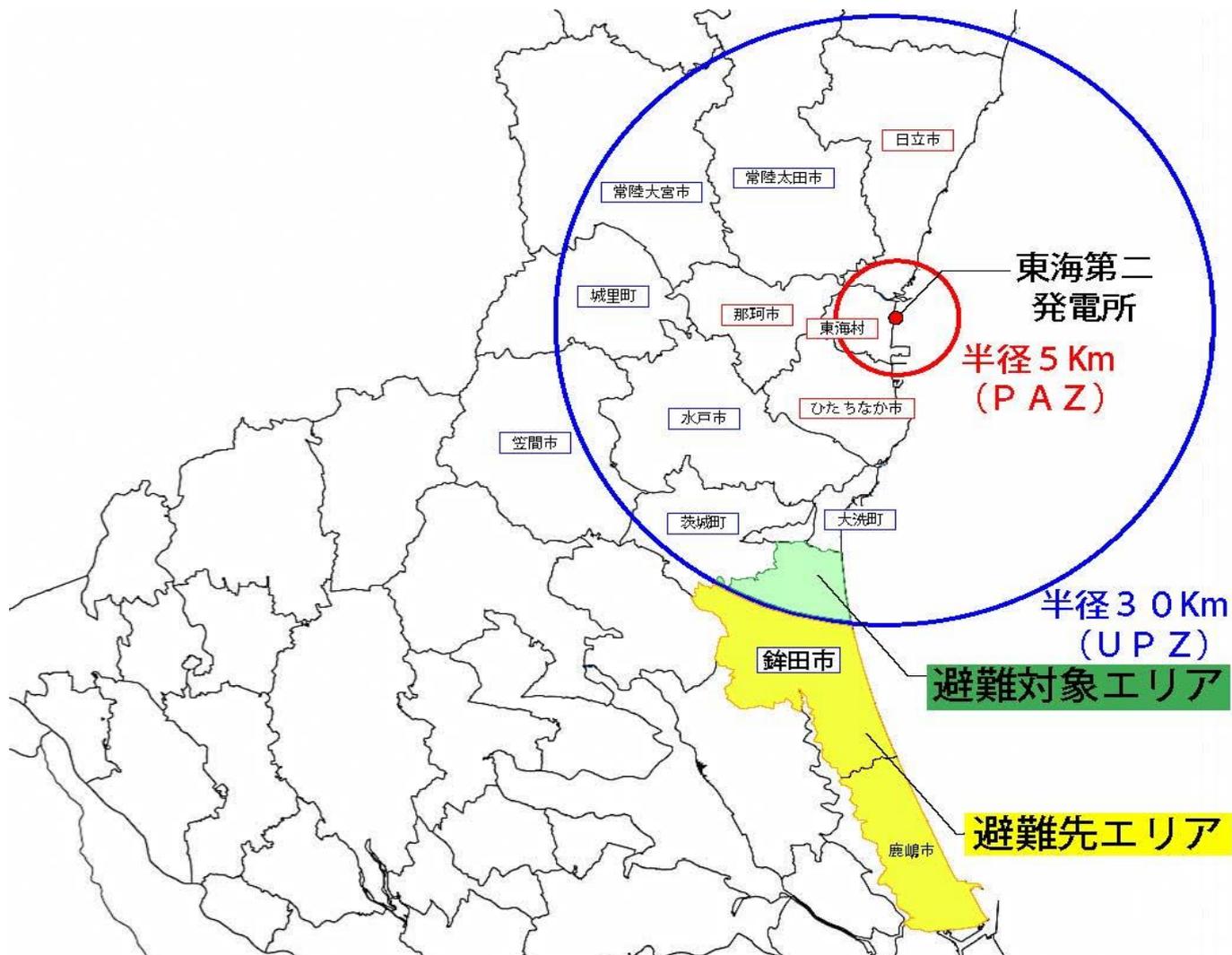
“緊急防護措置を準備する区域”

- ・ 原子力施設から概ね半径5～30 km圏内
- ・ 予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難を行う区域。

銚田市においては一部地域が、東海第二発電所から30 km圏内に位置し「UPZ」に該当となり、約1万4千人が避難等を行う対象者となる。

## 2. 広域避難計画の基本的事項について

### 原子力災害対策重点区域について②



## 2. 広域避難計画の基本的事項について

### 防護措置の基本（EAL）

◆放射性物質放出前は、原子力事業者の通報をもとにEAL（緊急時活動レベル）に応じた防護措置を実施 ※EAL (Emergency Action Level)



## 2. 広域避難計画の基本的事項について

### 防護措置の基本（O I L）

◆放射性物質放出後は、緊急時モニタリング\*による測定結果をもとにO I L（運用上の介入レベル）に応じた防護措置を実施 ※OIL(Operational Intervention Level)



| 判断基準 | EAL  | O I L 2                  | O I L 1   |
|------|------|--------------------------|---|
|      | 防護措置 | 放射性物質放出前は、EALに基づく防護措置を実施 | 20 $\mu$ Sv/h<br><br><b>早期防護措置</b><br><br>1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、 <b>1週間以内に一時移転</b> |

※緊急時モニタリング

原子力災害発生時には、環境放射線の状況に関する情報を収集し、O I Lに基づく適切な防護措置を実施する目的として、各市町村内に設置されたモニタリングポストと呼ばれる固定観測局などで放射線量の測定を行う。

## 2. 広域避難計画の基本的事項について

### 防護措置の基本（屋内退避）

#### ◆屋内退避とは

放射性物質による影響を抑えるために建物内に入ること。

UPZにおける住民の一番基本的な防護措置。

壁や屋根などの遮へい物により「外部被ばく」を抑える効果と、建物の気密性により「内部被ばく」を抑える効果がある防護措置

#### ◆屋内退避のときの注意点

- ・ ドアや窓をすべて閉める。
- ・ エアコンや換気扇などを止め、屋外からの空気を入れない。
- ・ 市等からの指示があるまで外出をしない。

※放射性物質が放出された場合、屋外で行動する方が被ばくのリスクが高まる恐れがあるため、建物の気密性や遮へい効果により放射線の影響を抑えることのできる「屋内退避」をすることが重要。

### 3. 住民等の避難体制について

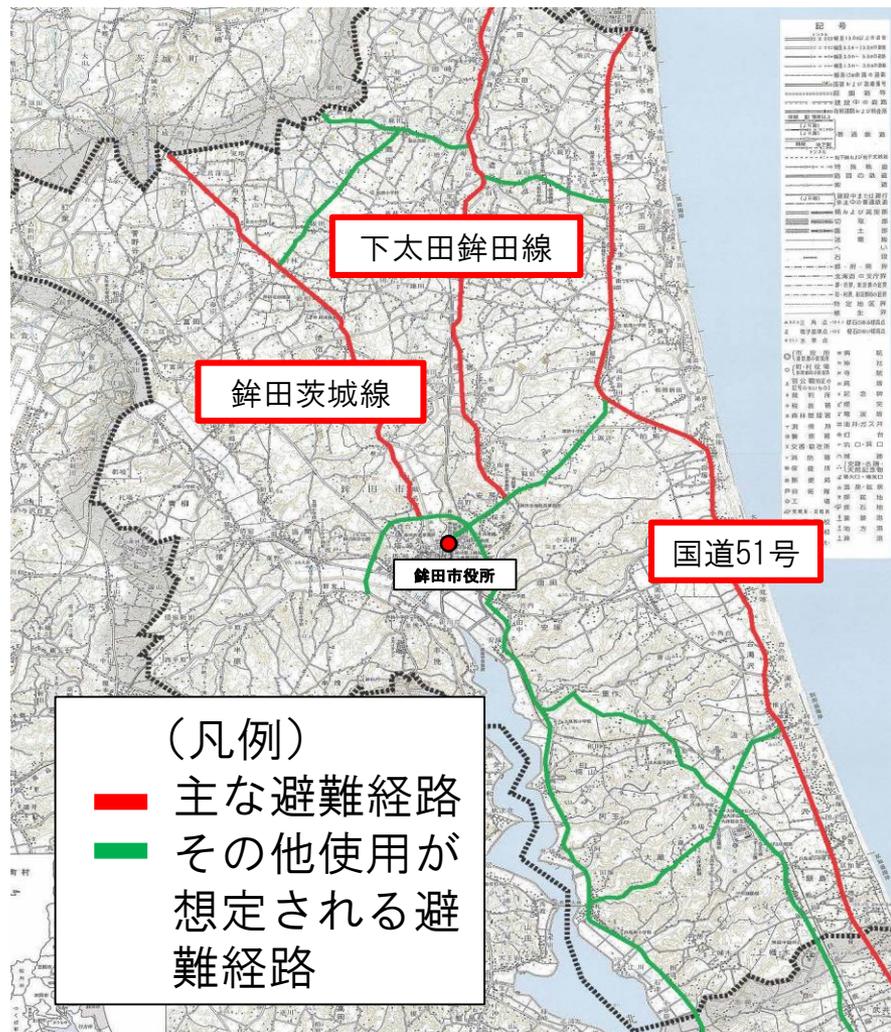
#### 避難手段と避難経路について

##### 避難手段

- 自家用車を持っている住民  
⇒ **自家用車を基本**とする。
- 自家用車を持たない住民
- 自家用車を使用しない住民
- 要配慮者等  
⇒ 公的機関が手配する**バス**，**福祉車両**により避難。

##### 避難経路

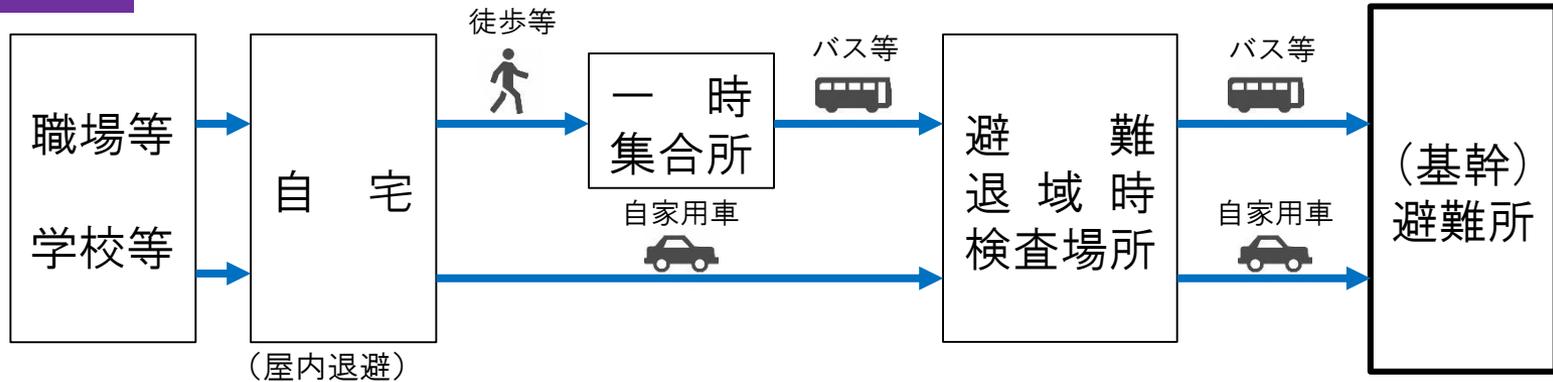
- 国道や県道等の幹線道路を基本とする。



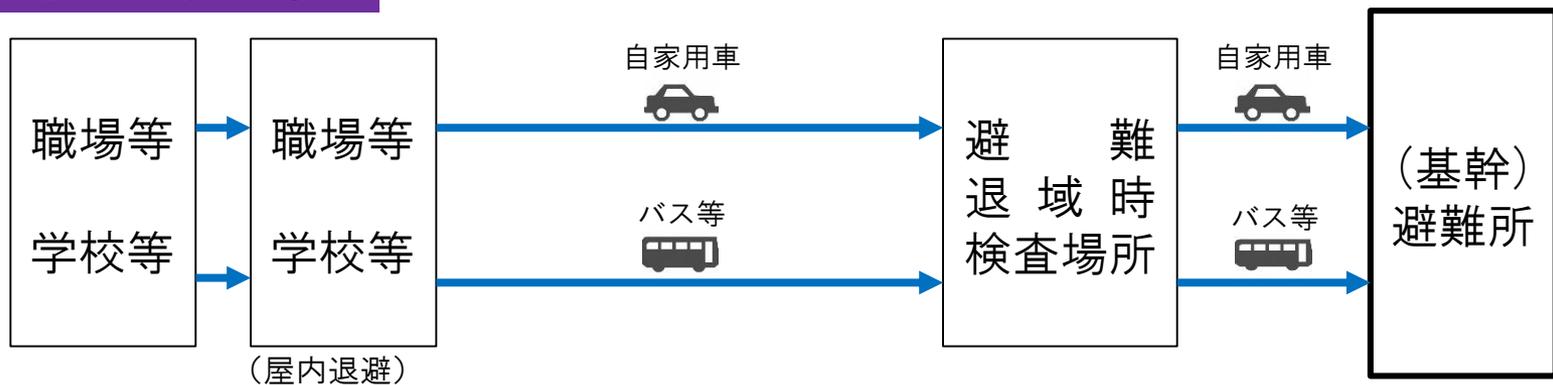
### 3. 住民等の避難体制について

#### UPZにおける避難の流れ（一般住民：銚田市内）

##### 原則



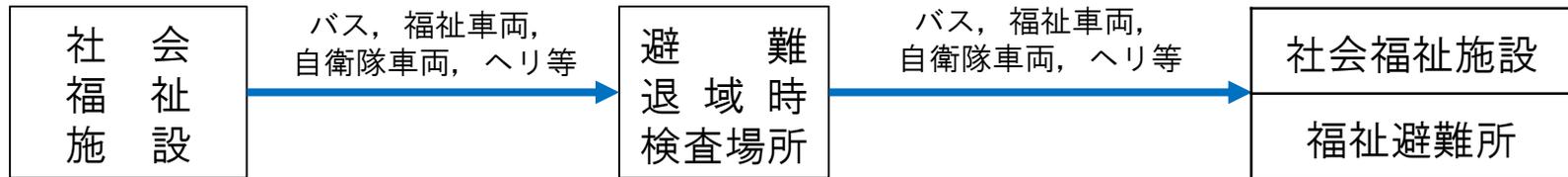
##### 帰宅が困難な場合



### 3. 住民等の避難体制について

#### UPZにおける避難の流れ（要配慮者）

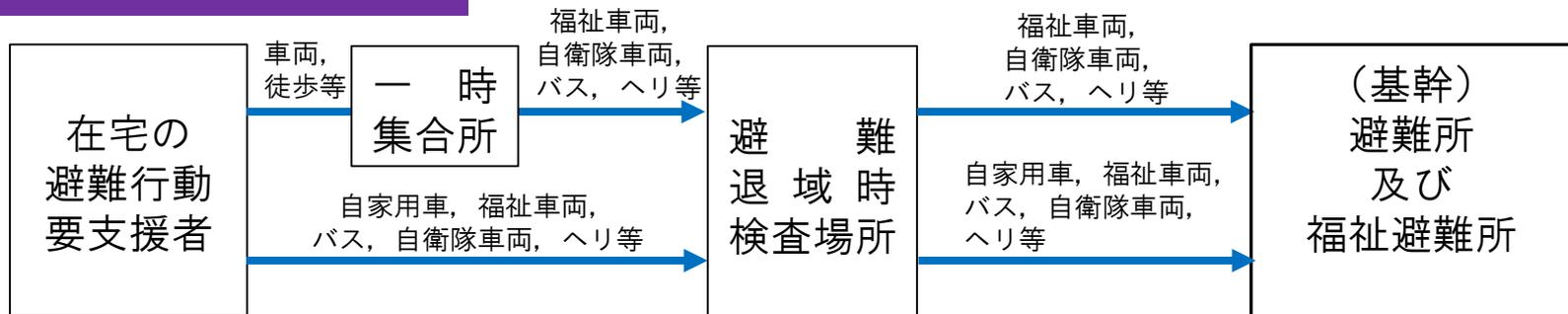
##### 社会福祉施設等入所者



##### 病院等入院患者



##### 在宅の避難行動要支援者



※ 避難支援等関係者のサポートが必要

## 4. 住民等の避難等に係る広報について

### 広報の基本方針

#### ◆国，県，市町村等の連携

事故発生時の住民の混乱を防止するため、住民への情報提供や指示の伝達に関し、国，県，市町村等が密接に連携し迅速に広報を行う。

#### ◆広報手段の効果的な活用

防災行政無線，広報車，テレビ・ラジオ，緊急速報メール，登録制メール，ホームページ，SNS等の様々な手段を効果的に活用する。

#### ◆定期的な情報提供

混乱や誤解の発生等を防止するため、繰り返し定期的に情報を提供する。

#### ◆わかりやすい広報

情報提供の際は、情報の発信元を明確にし、わかりやすい広報を心がける。

### 広報の内容

事故の状況

放射線の環境への影響

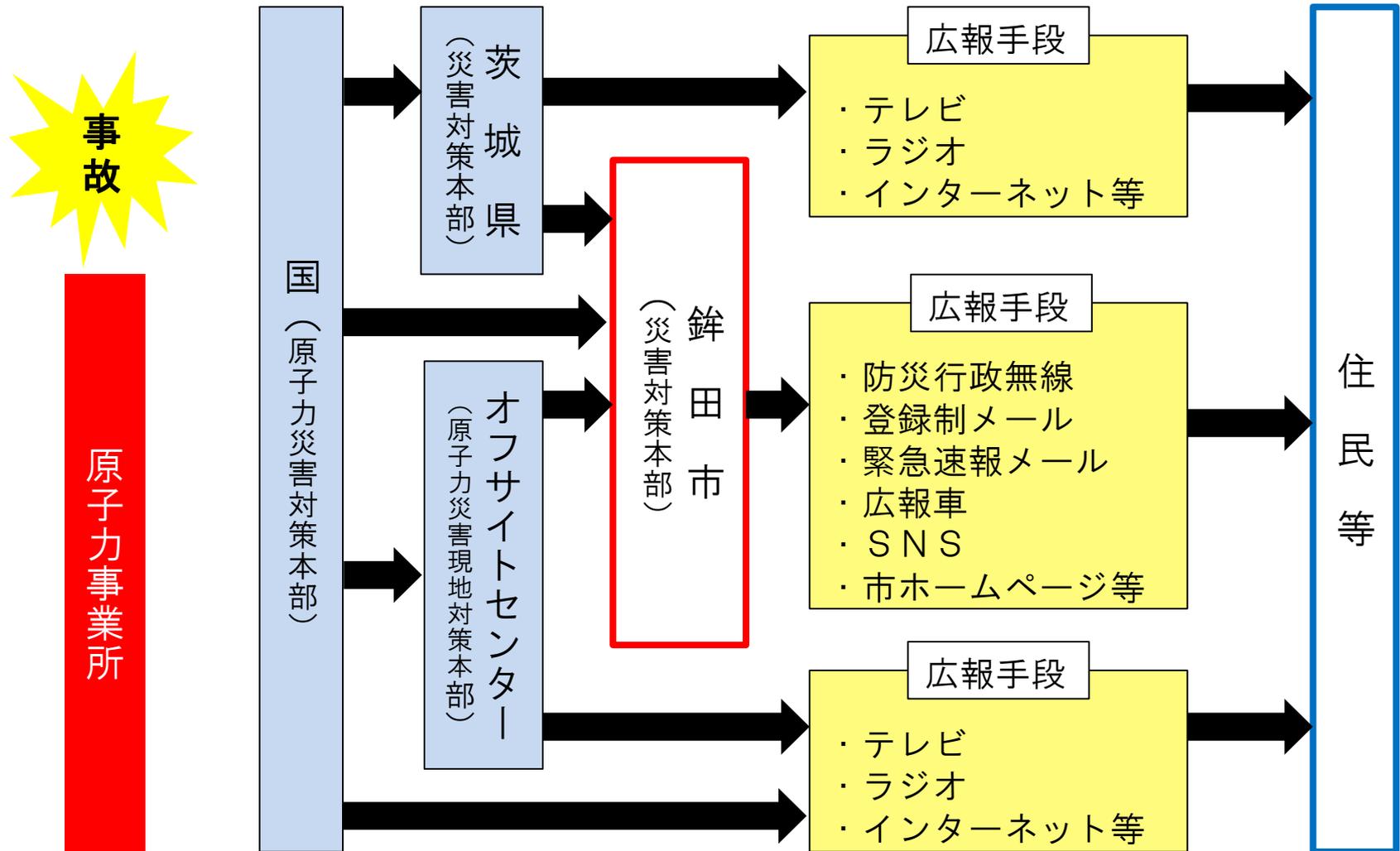
安定ヨウ素剤の配布，服用

住民がとるべき防護措置（避難，屋内退避）

その他注意事項

## 4. 住民等の避難等に係る広報について

### 広報の体制



## 5. 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施について

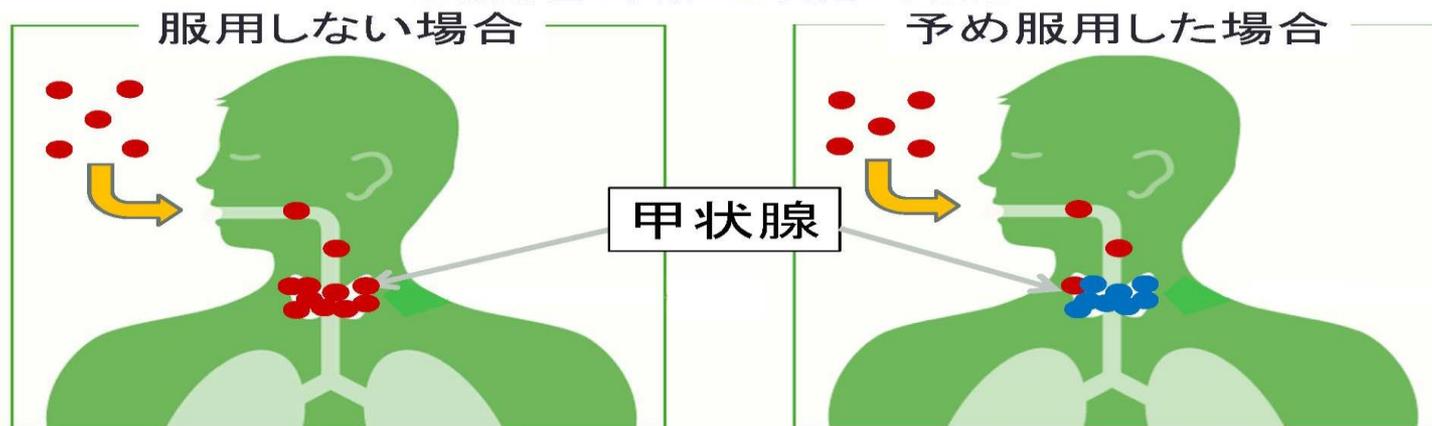
### 安定ヨウ素剤の配布・服用について（1）

#### ◆安定ヨウ素剤とは？

原子力施設の重大事故で放出される放射性物質の一つである放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれるのを抑え、**甲状腺の内部被ばく**を予防、低減する効果のある医療用医薬品。ただし、あくまで放射性ヨウ素による影響にのみ効果があるものであり、放射性物質全般に対する万能の治療薬ではない。

### 安定ヨウ素剤の働きと効果

● 放射性ヨウ素 ● 安定ヨウ素剤



「放射性ヨウ素」が体内に取り込まれ、**甲状腺に一定量以上蓄積すると、甲状腺がん発症の可能性が否定できなくなります。**

あらかじめ甲状腺を「安定ヨウ素剤」で満たし、「放射性ヨウ素」の蓄積を減らすことができます。

## 5. 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施について

### 安定ヨウ素剤の配布・服用について（2）

#### ◆配布対象者

避難対象区域の全住民

#### ◆配布場所の候補

一時集合所のほか、幼稚園，保育園，病院，社会福祉施設，民間事業所等を候補地として検討を進めている。

※配布場所の選定にあたっては、**地理的な偏りがない**よう、また、避難経路上で**避難の際に容易に立ち寄れる**こと等を考慮する。

#### ◆配布のタイミング

原則として、**原子力規制委員会**が原子力施設の状況等を勘案し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性を**判断**したうえで、その判断に基づき**市**が**指示**を出す。

## 5. 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施について

### 安定ヨウ素剤の配布・服用について（3）

#### ◆服用の回数・・・原則1回

#### ◆服用量

| 対象者             | ヨウ素量<br>(mg) | ヨウ化カリウム量<br>(mg) | ヨウ化カリウム製剤                          |
|-----------------|--------------|------------------|------------------------------------|
| 生後1か月未満         | 12.5         | 16.3             | ゼリー剤(16.3mg)1包                     |
| 生後1か月以上<br>3歳未満 | 25           | 32.5             | ゼリー剤(16.3mg)2包<br>又はゼリー剤(32.5mg)1包 |
| 3歳以上13歳未満       | 38           | 50               | 丸剤(50mg)1丸                         |
| 13歳以上           | 76           | 100              | 丸剤(50mg)2丸                         |

#### ◆服用の時期と効果の関係

| 服用の時期 | 被ばく24時間前<br>～被ばく後2時間 | 被ばく後8時間 | 被ばく後16時間以降 |
|-------|----------------------|---------|------------|
| 服用の効果 | 90%以上                | 約40%    | ほとんどない     |

## 5. 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施について

### 避難退域時検査について（1）

#### ◆避難退域時検査とは？

避難の過程において、体の表面に放射性物質が付着していないかを確認するための検査。検査の結果、基準値以上の汚染があった場合は除染を行う。

#### ◆検査場所

- ・ 原子力災害対策重点区域（30km）の境界周辺
  - ・ 避難をする住民が避難所まで移動する経路に面する場所
- ※現在、茨城県が選定中

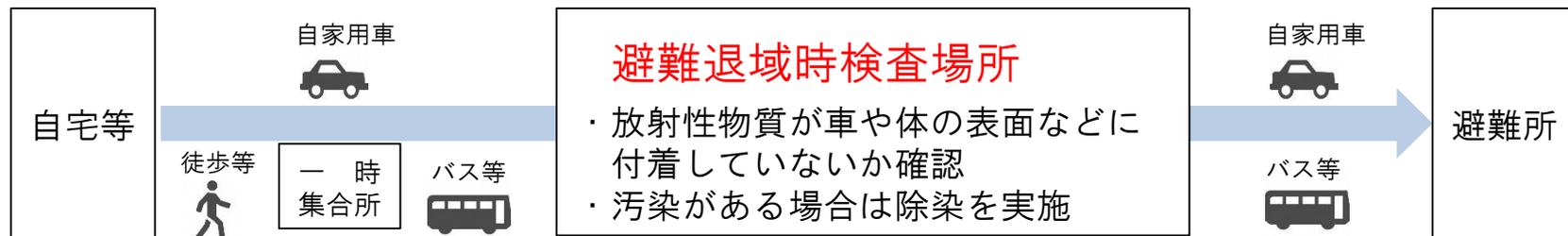
#### ◆検査の対象

- ・ 避難指示に基づき区域から避難等をする住民  
（労働者や観光客等の一時滞在者を含む）
- ・ 「車両」「住民」「携行品」等

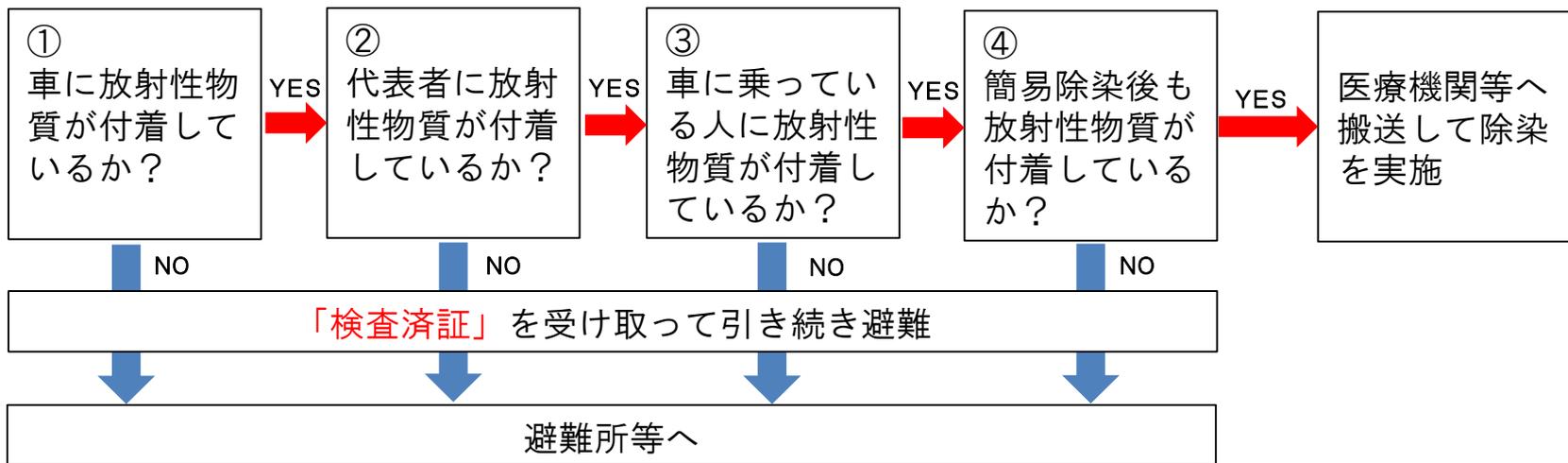
## 5. 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施について

### 避難退域時検査について（2）

#### ◆避難時における検査の流れ



#### ◆避難退域時検査場所における検査の流れ



※車両に放射性物質が付着している場合には、車両を除染する。

## 6. 避難所の開設と運営等について

### 避難所の開設と運営

#### ◆開設

避難初期段階において「避難所の開設」「避難者の受入業務」については、**避難先市町村**が行う。

#### ◆運営

可能な限り早期に職員を避難所に派遣し、避難先市町村から避難所の運営の移管を完了させる。

#### ◆避難物資の確保

市や県が備蓄している物資のほか、必要に応じて国や関係事業者、避難先の市町村に要請をして迅速に確保する。

#### ◆避難者名簿の作成

#### ◆行政窓口の設置

#### ◆避難が長期化した場合の対応

国・県と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるように、あらかじめ体制を整備する。

## 7. 複合災害への当面の対応について

### 複合災害への当面の対応

#### ◆避難先が被災した場合の対応

- ・ 避難先の被災状況，避難受入の可否の確認を早急に行う。
- ・ 避難先が被災した場合に備え，あらかじめ**第二の避難先**を確保しておく。  
⇒**現在，茨城県が調整中**

#### ◆道路が被災した場合の対応

- ・ 被災し通行不能となった道路等の情報について，迅速に提供する。
- ・ 避難経路が被災した場合に備え，あらかじめ**代替避難経路**を確保しておく。  
⇒**現在，茨城県が調整中**

## 8. 今後の課題について

### 今後の課題

#### ◆避難退域時検査体制の具体化

- ・ 検査を実施する要員の確保，資機材の調達，実施場所の確保

#### ◆安定ヨウ素剤の配布体制の具体化

- ・ 緊急時における効率的な配布方法

#### ◆複合災害への対応

- ・ 複合災害時における第二の避難先の確保

#### ◆避難行動要支援者の避難体制の整備

- ・ 在宅の避難行動要支援者の支援体制，避難所における避難生活の具体的な支援方法

課題については今後も検討を継続し，その都度，本計画の見直しを行っていく。